

令和6年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者

- 1) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和6年11月10日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上（下記国通知参照）又は2年以上満たしているもの
- 2) 更新研修を受講対象の期限内に受けることができなかったもの

※上記に満たない場合は、申し込みを受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※大阪府外の事業所に配置予定の方はお申し込みできません。

※全体講義は講義映像をWeb配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境が準備できることが必須となります。

※演習では受講者自身が関わっている実事例を用いて、演習を行います。申込の際には実事例を提出（実事例を準備）できることが前提です。

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなせませんのでご了承ください。

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付け国通知）

申し込み時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を6ヶ月以上とすることができます。

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
 - ②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
 - ③上記業務に従事することについて、各指定担当部局に届出を行う。
- ※届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申し込みを受理できませんのでご注意ください。

※「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」は、大阪府地域生活支援課（TEL：06-6944-6671）にお問合せください。

【注意】経過措置によるみなし配置について

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、令和元年度から令和3年度末までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日課程・7日課程）を修了し、現在サービス管理責任者等として従事（みなし配置）している方は、両方の研修を修了した日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

サービス管理責任者等研修制度については、大阪府ホームページ「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の制度について」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikanseido.html>)をご確認ください。

経過措置によるみなし配置は、やむを得ない事由による配置とは異なりますのでご注意ください。

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修」及び「相談支援従事者初任者研修（1日課程、2日課程もしくは5日課程）」を修了した方で、令和5年度末までにサービス管理責任者等更新研修を修了していない場合は、配置要件として本研修の修了が必要になります。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	一般社団法人全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和6年4月8日～ 令和6年4月17日 ※募集は終了しました。	令和6年8月6日～ 令和6年8月26日	令和6年10月21日～ 令和6年11月4日
研修期間	【前期日程】 令和6年6月21日～ 令和6年7月26日 【後期日程】 令和6年10月11日～ 令和6年10月30日	令和6年11月11日～ 令和7年1月22日 Web配信による講義4時間程度と 演習2日間	令和7年1月31日～ 令和7年2月16日

4. 研修日時・場所

当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

●いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください

- 全体講義（1日目）は、講義映像をWeb配信します。配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。
- 講義映像視聴後、講義についてのレポートを作成してください。
- 演習初日の受付時に事前課題と講義についてのレポートを提出していただきます。
- 2日目・3日目の演習は各日程ごとの集合研修です。

定員	800名									
1日目 【全体講義】	WEB研修 動画配信期間 A日程～J日程共通 (期間中夜間視聴可能) 令和6年11月11日(月) 9:00～11月15日(金) 17:00 *約4時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。上記期間を過ぎると視聴することができません									
日程	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
人数	96名	96名	96名	64名	64名	96名	96名	64名	64名	64名
会場	ホール	ホール	ホール	大研修室	大研修室	ホール	ホール	大研修室	大研修室	大研修室
2日目 【講義・演習】	11/19 (火)	11/26 (火)	11/28 (木)	12/10 (火)	12/12 (木)	12/17 (火)	12/19 (木)	1/9 (木)	1/16 (木)	1/21 (火)
3日目 【講義・演習】	11/20 (水)	11/27 (水)	11/29 (金)	12/11 (水)	12/13 (金)	12/18 (水)	12/20 (金)	1/10 (金)	1/17 (金)	1/22 (水)
	*時間帯は、演習2日目、3日目ともに9:15～17:30を予定									
場 所	国際障害者交流センター(ビッグ・アイ) (2日目・3日目とも) 大阪府堺市南区茶山台1-8-1【泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」下車、南東方向約200m】									

※演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください。

※演習実施時間については予定です。プログラム等によって、開始・終了の時間が変更になる場合がございます。

5. 受講費用 : 35,200円(税込)

- ・振込先等は、受講決定者へのメールにてご連絡します。
 - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
 - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たす必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出 (演習初日に持参)
 - *事前課題の提出 (演習初日に持参)
 - *演習2日間の全項目を受講
- ・演習当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。本人であることが確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や Web 配信による全体講義視聴後のレポート・事前課題の提出がない場合は研修修了とみなされません。

その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット・スマートウォッチ等の通信機器全般の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受付について

① 「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書」を当法人HPよりプリントアウト。

別紙1「推薦書」に必要事項を記入し、サービス管理責任者等として **配置予定の事業所の** 公印を押印後 PDF・JPEG等にデータ化する（ファイル名は「申込者氏名 推薦」と変更してください）。

（受講推薦が得られない場合は申込者氏名、生年月日、及び受講申込者署名欄のみ記入し、データ化）

② (1) 「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）」の修了証書の写しを PDF・JPEG等にデータ化（ファイル名を、それぞれ「申込者氏名 サビ児管」「申込者氏名 相談」と変更してください）。

(2) 以下の書類の提出が必要な方は、それぞれデータ化してください。

- ・受講予定書等（ファイル名『申込者氏名 受講予定書』と変更してください）
- ・大阪府サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書（ファイル名『申込者氏名 届出書』と変更してください）

③ 当法人 HP の「申込フォーム」に必要事項を入力の上、別紙 1「推薦書」・「サービス管理責任者等基礎研修」・「相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）」の修了証書の写しをデータ化したものを添付し、データを送信してください。

（HP 掲載の「申込手順」をご参照ください）

※推薦法人（配置予定法人）代表者は「申込フォーム」の入力内容に間違いがないか必ず確認してください

※個人での申し込みなど推薦が得られない場合でも同様に「推薦書」の添付が必要です

※他法人の推薦書様式での申し込みや推薦書の添付がない等の場合は無効となり不受理となります

※間違ったファイルを添付して申し込んだ場合も不受理となりますのでご注意ください

※法人公印の押印もれや鮮明に押印されていない等、推薦が確認できない場合は個人申し込みとなります

※入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください

『送信』ボタンを押下し、受付が完了すると「@sfj-osaka.net」からメールが届きますので必ずご確認ください

受付締切日時：令和6年8月26日（月）16:30

～ 期日を過ぎた場合の受付は一切できません ～

※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申し込みは無効となり不受理となります。

※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

※ご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

8. 受講決定及び通知について

- ※ 受講の可否については、申込時にご入力いただいたメールアドレスへ10月1日(火)頃通知予定です。
- ※ お電話、メール等での受講の可否についてのお問合せには一切お答えできません。
- ※ 10月3日(木)までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください

9. 受講者選考について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」により下記の優先順位に基づき、受講決定します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定します。「申込フォーム」の「5.サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している又は今後従事する予定の事業所について」及び「6.受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- 配置予定の法人・事業所から推薦が得られない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申込みの方を選考します。
 ※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋（①が優先順位高く⑤が低い）

<p>① 【指定権者に受講予定書（これに類するものを含む）を提出し、受理されている者】</p> <p>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、当該年度中に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者として指定権者に受講予定書等を提出し、受理された者</p>
<p>② 【現在経過措置適用期間中でみなし配置されている者で、当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせない者】</p> <p>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定める令和元年度から令和3年度に実務経験があり基礎研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事中であり、当該回を受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠き、人員基準を満たせなくなる者</p>
<p>③ 【当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせない者】</p> <p>開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者</p>
<p>④ 【サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早い者】</p> <p>開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早い者</p>
<p>⑤ 【交代要員】</p> <p>サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者</p>
<p>⑥ 【サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早い者】</p> <p>サービス管理責任者等基礎研修を修了した者で、修了日が早い者</p>

10. 留意事項について

- 研修の形式の変更や日程変更・中止の可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承のうえで、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 変更情報は当法人の HP (<https://sfj-osaka.net/training/124252/>) に掲載いたしますので、ご確認ください。
- 換気の確保など新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、研修を実施しています。

11. 研修に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 「大阪府サービス管理責任者等 研修事務局」

電 話：072-729-8660

FAX：072-729-8666

メール：work-shop@sfj-osaka.net